

守谷市南守谷児童センター 指定管理者募集要項



令和7年6月
茨城県守谷市

目次

守谷市南守谷児童センター指定管理者募集要項	4
1 指定管理者の募集について	6
2 施設の概要	
3 施設の目的	7
4 指定（予定）期間	
5 指定管理者が行う業務	
6 スケジュール	8
7 申請手続き	
8 指定管理者候補者の選定	11
9 選定に当たっての審査基準と項目	
南守谷児童センター指定管理者選定採点表	13
10 指定管理者の指定後の手続き	14
11 その他	
12 問合せ先	16
様式第1号 公の施設の指定管理者指定申請書	17
様式第2号 事業計画書	18
「1 申請団体の概要」補足添付書類	19
参考：南守谷児童センター職員配置計画	20
様式第3号 収支予算書	21
参考：南守谷児童センター指定管理料	22
指定管理者指定申請に係る質問書	23
守谷市南守谷児童センター管理業務仕様書	24
1 業務名	26
2 設置の目的	
3 委託期間	
4 施設の名称及び所在地	
5 管理の基準等	
6 指定管理者が行う業務	29
7 子どもの安全対策・衛生管理	32
8 児童センターと家庭・学校・地域との連携に関する事項	
9 物品の管理等	
10 指定管理者と市における責任分担	
11 指定管理料及びその他の収入	33
12 その他	
別表 指定管理者と市における責任分担	35
守谷市地域子育て支援拠点事業（連携型）仕様書	36
1 事業名	38

2	事業の目的	
3	事業の対象	
4	実施期間	
5	実施場所	
6	実施日及び時間	
7	職員の配置	
8	事業内容	
9	事業の対象となる経費	3 9
10	事業計画書、実績報告書の作成及び提出	
11	その他	
守谷市利用者支援事業（基本型）運営業務仕様書		4 0
1	業務名	4 2
2	事業の目的	
3	事業の対象	
4	実施期間	
5	実施場所	
6	実施日及び時間	
7	職員の配置	
8	事業内容	4 3
9	事業の対象となる経費	4 4
10	事業計画書、実績報告書の作成及び提出	
11	その他	4 5
南守谷児童センター図面		4 6
南守谷児童センター備品台帳一覧		4 7

守谷市南守谷児童センター指定管理者募集要項

守谷市南守谷児童センター指定管理者募集要項

1 指定管理者の募集について

守谷市が設置する「南守谷児童センター」の管理について、設置の目的を効果的かつ効率的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び守谷市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年守谷市条例第17号）第2条の規定に基づき、当該施設の指定管理者を募集します。

2 施設の概要

(1) 名 称

守谷市南守谷児童センター（以下「児童センター」という。）

(2) 所在地

守谷市けやき台四丁目5番地1

(3) 施設の根拠

守谷市南守谷児童センターの設置及び管理に関する条例（平成19年守谷市条例第24号。以下「設置条例」という。）

(4) 施設

南守谷児童センターの施設の内、異世代交流室においては、市が実施する事業のために、無償で借り受ける。ただし、施設の維持管理については、指定管理者が行うものとする。

(5) 施設の規模、内容等

ア 開設年月日	平成20年4月20日 (建築工事 平成19年度)
イ 敷地面積	3, 516. 17 m ²
ウ 建物の構造	鉄骨造平屋建て
エ 建築面積	1, 169. 12 m ²
オ 延床面積	1, 089. 18 m ²
カ 建物概要	事務室兼指導員室、異世代交流室、乳児室、調乳室、遊戯室、小体育室、スタジオ1、スタジオ2、視聴覚室兼集会室、図書コーナー、畳コーナー、談話コーナー、メディアコーナー、調理室、工作室、会議室、相談室、トイレ
キ 屋外部分	駐車場（40台）、屋外広場、駐輪場、防災倉庫

(6) 指定管理料（千円未満切捨て）

令和4年度決算額	39, 369千円
令和5年度決算額	39, 533千円

令和6年度決算額 39,530千円（見込み）

(7) 施設利用状況

利用者数

(人)

年度	未就学/大人	小学生	中学生	高校生	合計	合計のうち市外
令和5年度	13,700/12,933	12,528	8,777	2,969	50,907	6,039
令和6年度	13,805/15,190	13,759	9,758	2,215	54,727	8,262

3 施設の目的

(1) 児童センター

18歳未満のすべてのこどもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、こどもの心身を育成し情操を豊かにすることを目的とします。

特に、この施設は大型児童センターであることから、中・高校生のための居場所づくり、文化活動、芸術活動等も合わせて促進するとともに、地域コミュニティの育成及び地域の高齢者との異世代交流を推進します。

4 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

ただし、この期間は、議会議決後、正式な指定期間となります。

管理を継続することが妥当でないと認める場合には、指定管理者の指定を取り消すこともあります。（地方自治法第244条の2第11項）

5 指定管理者が行う業務

児童センターの目的、管理に関する基本的な考え方等に基づき以下の業務を行うこととします。なお、各事業や業務の詳細は仕様書に定めます。

- (1) 児童センター基本事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業（連携型）
- (3) 利用者支援事業（基本型）
- (4) 自主事業
- (5) 児童センターの利用の許可に関する業務
- (6) 南守谷児童センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (7) その他市長が必要と認める業務

6 スケジュール

(1) 募集		
ア	募集要項配付	令和7年6月20日(金)～8月20日(水)
イ	募集に関する質問	令和7年6月20日(金)～8月22日(金)
ウ	施設見学の受付	令和7年6月20日(金)～6月30日(月)
エ	施設見学	令和7年7月中の平日
オ	申請書類の受付	令和7年9月4日(木)～9月19日(金)
(2) 選定		
ア	面接審査(二次審査)	令和7年10月22日(水)・23日(木)
(3)	指定管理者の候補者決定	令和7年10月下旬～11月上旬
(4)	議会の議決	令和7年12月下旬(予定)
(5)	指定管理者の告示	議会の議決後、速やかに行います。
(6)	協定の締結	議会の議決後、速やかに行います。
(7)	指定管理業務の開始	令和8年4月1日(水)

7 申請手続き

(1) 応募者の資格

- ① 応募者の資格は、法人その他の団体（以下「団体等」という。）であり、次のいずれにも該当しない団体等とします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体等

イ 指名停止措置を受けている団体等

ウ 国税、地方税を滞納している団体等

エ 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善されない団体等

オ 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等

カ 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて、申立て（債権者が申立てを行った場合を除く。次のキにおいて同じ。）がなされた団体等

キ 会社更生、民事再生の手続きについて、申立てがなされ、この手続きが終了していない団体等

ク 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体等

（ア）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定義する者）

（イ）地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）、第180条の

5 第 6 項（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当する団体等
ケ 守谷市長等の政治倫理に関する条例（平成 30 年守谷市条例第 24
号）第 2 条第 7 号に規定する団体及び守谷市議会議員の政治倫理に
関する条例（平成 11 年守谷町条例第 37 号）第 5 条に規定する法人等

- ② 複数の団体がグループを構成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）、複数の団体の中から、代表団体を定めてください。なお、単独で応募した団体が他のグループ応募の構成員となること及びグループ応募の構成員が他のグループ応募の構成員になることはできません。

（2）応募の手続き

募集要項の配布

令和 7 年 6 月 20 日（金）から 8 月 20 日（水）までにのびのび子育て課ホームページからダウンロードしてください。

（3）応募方法

応募に当たっては、以下の書類を市に提出してください。なお、市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがあります。

ア 公の施設の指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

添付書類で（5）その他特に指定された書類は、以下のとおりです。

- ・ 団体の概要に関する書類（別添様式）
- ・ 役員の名簿及び履歴書（任意様式）

イ 事業計画書（様式第 2 号）

事業計画書に記載する業務の内容は、本要項の「5 指定管理者が行う業務」に定める事業及び業務についてすべて記載してください。

3 申請団体の理念及び事業計画（別紙可）については、日本産業規格 A4 版で、次に定める枚数以内とします（文字の大きさは任意とします。）。

- （ア）団体の理念等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 枚
- （イ）施設の効用の発揮・市民サービスの向上について・・・・ 5 枚
- （ウ）管理を安定して行う物的能力及び人的能力について・・・・ 3 枚
- （エ）平等利用の確保について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 枚
- （オ）その他（特記すべき事項があれば記入してください。）・・ 1 枚

ウ 収支予算書（様式第 3 号）

（4）提出部数

正本 1 部、副本 15 部

書類は分散しないよう綴じ紐、ホチキス等で綴じて提出してください（副本は、複写機による写し可）。

（5）申請書類の受付

ア 提出方法

申請書類は、持参とします。

イ 提出先

守谷市こども未来部 のびのび子育て課

ウ 受付期間

令和7年9月4日(木)～9月19日(金)
(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

エ 受付時間

午前8時30分から午後5時00分まで

(6) 応募に関する質問

応募に関する質問は、質問書(別添様式)により行ってください。
提出方法は、直接持参、郵送、ファックス又は電子メールとします。
なお、電話及び口頭による質問は、受け付けません。
また、質問に対する回答は、提出者に対し、文書により通知するとともにホームページに随時掲載します。

ア 受付期間

令和7年6月20日(金)～8月22日(金)

※ 郵送、ファックス又は電子メールの場合は、8月22日(金)必着

イ 受付時間(直接持参の場合)

午前8時30分から午後5時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

ウ 質問書提出先

「12 問合せ先」参照

(7) 施設見学申込受付・施設見学

ア 施設見学受付期間

令和7年6月20日(金)から6月30日(月)まで

イ 申込方法

電子メールで以下のとおりお申込みください。

- ・件名に【申込】児童センター等施設見学と記載
- ・内容に、見学希望施設名を記載

(例)両施設とも見学希望、南守谷児童センターのみ見学希望など

※見学は3名以下でお願いします。

ウ 施設見学日時

7月中の平日を予定していますが、申込受付後、調整の上、決定します。
詳細は電子メールで連絡いたします。

エ 申込先

「12 問合せ先」参照

担当：飯塚・齋藤

オ その他

見学当日、募集要項等は配布しませんので必要に応じて持参ください。

(8) 応募に当たっての留意事項

ア 必要に応じ、追加資料をお願いすることがあります。

イ 提出された書類については、変更することができません。

ウ 提出された書類に虚偽の記載又は不正があった場合は、失格とします。

エ 提出された書類は、返却しません。

オ 指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

カ 提出書類はすべて、日本産業規格 A 4 版の規格を使用するものとします。ただし、既に作成されている書類を添付書類として利用する場合は、他のサイズを使用することができます。

キ 応募に関する費用は、すべて応募者の負担となります。

ク 応募者は、当該応募について選定委員との接触を禁止します。選定委員との接触事実が認められた場合には、失格となることがあります。

ケ 選定結果として、申請者名、審査結果の概要等を公開する場合があります。また、提出された申請書類は、情報公開の請求により開示する場合がありますので、御承知の上、申請してください。

8 指定管理者候補者の選定

(1) 審査は、提出された事業計画書等に基づき、守谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 18 年守谷市条例第 17 号）第 4 条に定める指定管理者の指定等に照らし、書類審査（出席不要）を行った後、面接審査を行います。なお、申込者多数の場合は、書類審査の結果により面接審査を実施する申請者を 3 者程度に制限する場合があります。面接審査指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、守谷市公の施設指定管理者選定委員会（以下、選定委員会という。）の意見を聴取し、守谷市議会の議決を経て、指定管理者として市長が指定します。

(2) 面接審査は、令和 7 年 10 月 22 日（水）・23 日（木）を予定しておりますが、時間、場所等は後日連絡いたします。審査においてパソコンを使用する場合は、HDMI 対応のものをご持参ください。スクリーン、HDMI ケーブルは市で用意します。

なお、出席者の人数は 5 名を上限とし、簡潔な説明を心掛けてください。

(3) 審査結果については、令和 7 年 10 月下旬から 11 月上旬に、文書で通知します。

9 選定に当たっての審査基準と項目

(1) 指定管理者の候補者の選定は、守谷市総務部総務課が設置する選定委員会において、次の選定基準により行います。

ア 団体の理念等について

(ア) 団体の経営方針

(イ) 指定管理者の指定申請をした理由

イ 施設の効用の発揮・市民サービスの向上について

(ア) 5（1）の基本事業、（2）地域子育て支援拠点事業（連携型）、（3）利用者支援事業（基本型）について施設利用やサービス向上のための具体策及び具体的な目標値等

- (イ) 利用者等の要望の把握及び実現策
- (ウ) 利用者のトラブルの防止策と対処方法等
- (エ) 地域、他施設との連携
- (オ) 5 (4) の自主事業についてサービス向上のための具体策

- ・事業名
- ・目的・内容等
- ・実施時期・回数

- (カ) 児童館の目的を踏まえた特性を充実させるための取組

ウ 管理を安定して行う物的能力及び人的能力について

- (ア) 経営基盤

- (イ) 安定した管理運営を行う人員の配置計画及び研修計画(職員配置・勤務時間・勤務体制図添付)

- (ウ) 施設及び利用者の安全・安心な管理運営のための具体策

エ 平等利用の確保について

- (ア) 市民の平等利用の確保

オ その他

※採点については、次頁「南守谷児童センター指定管理者選定採点表」のとおり。

南守谷児童センター指定管理者選定採点表（１００点満点）

評価項目	採点基準	配点 ５段階評価
1.団体の理念等について	(1)団体の経営方針	２・４・６・８・１０
	(2)指定管理者の指定申請をした理由	１・２・３・４・５
2.施設の効用の発揮・市民サービスの向上について	(1)基本事業、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業について施設利用やサービス向上のための具体策及び具体的な目標値等があるか	２・４・６・８・１０
	(2)利用者等の要望の把握及び実現策があるか	１・２・３・４・５
	(3)利用者のトラブルの防止策と対処方法等があるか	１・２・３・４・５
	(4)地域、他施設との連携が図られているか	１・２・３・４・５
	(5)自主事業によるサービスの向上のための具体策があるか	２・４・６・８・１０
	(6) 児童館の目的を踏まえた特性（拠点性・多機能性・地域性）を充実させるための取組がなされているか	１・２・３・４・５
3.管理を安定して行う物的能力及び人的能力について	(1)経営基盤が安定しているか	２・４・６・８・１０
	(2)安定した管理運営を行う人員の配置計画及び人材育成計画があるか	２・４・６・８・１０
	(3)施設及び利用者の安全・安心な管理運営のための具体策は適切か	２・４・６・８・１０
4.平等利用の確保について	(1)市民の平等利用が確保されているか	１・２・３・４・５
5.その他	(1)総合的観点からの評価 熱意、特別の技術又は資格の有無、経費縮減、社会貢献活動、期待できる運営スキルとサービス水準、実績(指定管理者としての実績に限らず、当該施設の指定管理にかすことのできる業務実績を含む。等)	２・４・６・８・１０
合 計		１００

1 0 指定管理者の指定後の手続き

(1) 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定後（令和7年12月下旬頃）、市と指定管理者は、指定管理業務の細目等について協議の上、指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」及び年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに締結する「年度協定」を締結します。

なお、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議することとします。

(2) 協定書の主な内容

【基本協定の主な内容】

- ア 業務に関する基本的事項
- イ 情報管理に関する事項
- ウ 事業計画書の提出に関する事項
- エ 事業報告書の提出及びその他報告に関する事項
- オ 指定管理料に関する事項
- カ 利用料金に関する事項
- キ 自主事業に関する事項
- ク 損害賠償に関する事項
- ケ 不可抗力の対応等に関する事項
- コ 引継ぎに関する事項
- サ 指定取消し等に関する事項
- シ 権利・義務の譲渡等の制限に関する事項
- ス 協議に関する事項
- セ その他

【年度協定の主な内容】

- ア 業務内容に関する事項
- イ 指定管理料に関する事項
- ウ その他

1 1 その他

(1) 検査等

ア 市は、必要に応じ、施設、物品、各種帳簿等及び管理運営の実施について検査を行います。指定管理者は、合理的な理由がなくこれを拒否することはできません。

イ 市監査委員が市の事務を監査するに当たり、必要に応じ、指定管理者に対し、実地調査及び必要な記録の提出を求める場合があります。

(2) 指定管理者の指定の取消し等の措置について

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続又は開始することが適当でないと認められるときは、指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

【指定管理者の責めに帰すべき事由】

- (ア) 正当な理由なくして、協定の締結に応じないとき。
- (イ) 指定管理者が遵守すべき法令等に違反したとき。
- (ウ) 計画書に沿った管理を怠り、管理上重大な支障が生じたとき。
- (エ) 指定管理者が財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき。
- (オ) 社会的信用を著しく損うなどして、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (カ) その他指定管理者による業務の継続が困難となったとき、又はそのおそれが生じたとき。

(3) 指定が取り消された場合の賠償等

上記「11(2)ア指定管理者の責めに帰すべき事由」により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、市が被った損害を賠償しなければなりません。

(4) 違約金

ア 指定取消しの場合の違約金

指定の取消しがあるときは、指定管理者は違約金として当該指定が取り消される年度における年度協定に規定する指定管理料(指定期間開始前に指定が取り消される場合は、指定期間の初年度における指定管理料)の10分の1を市に支払うものとし、市の損害に対する担保とします。

イ 指定取消しによる損害が違約金の額を上回る場合の賠償

実際に生じる損害が前記違約金の額を上回る場合は、別に損害賠償を請求することができるものとし、市の損害に対する担保とします。

ウ 業務停止の場合の違約金

業務の全部又は一部に停止があるときは、指定管理者は違約金を市に支払うものとし、市の損害に対する担保とします。違約金の額は、指定取消しの場合に定める範囲で市が定めるものとし、市の損害に対する担保とします。

(5) 不可抗力等による場合

不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続性が困難となった場合、市と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合においては、市が指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとし、市の損害に対する担保とします。

(6) 指定管理者業務の引継ぎについて

ア 指定期間の終了又は指定の取消しにより、次期指定管理者に指定管理業務を引継ぐ場合は、業務が円滑に引き継がれるよう協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供してください。

イ 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は指定を取り消され若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった公の施設及びその設備を速やかに現状に復さなければなりません。ただし、市長の承認を得たときは、この限りではありません。

(7) 協議

この要項に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容について定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市と協議の上、決定するものとします。

1 2 問合せ先

守谷市こども未来部のびのび子育て課

住 所：〒302-0198

守谷市大柏950番地の1

電 話：0297-45-1111（内線561）

FAX：0297-45-6527

市ホームページアドレス：<https://www.city.moriya.ibaraki.jp>

電子メール：nobinobi@city.moriya.ibaraki.jp

守谷市長 宛て

所在地

名称(団体名)

申請者

代表者の職氏名



連絡先

公の施設の指定管理者指定申請書

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、守谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 指定管理者の指定を希望する公の施設の名称及び所在地

2 添付書類

- (1) 事業計画書(様式第 2 号)及び収支予算書(様式第 3 号)
- (2) 申請団体の定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては会則等)
- (3) 申請団体の経営状況等財務の状況を明らかにする書類(前 3 事業年度における貸借対照表、損益計算書及び財産目録等。ただし、法人以外の団体については収支決算書及び財産目録等)
- (4) 国税及び地方税の納税証明書(公募の開始以降に交付されたもので税を滞納していないことがわかる書類)又は納税義務がない旨の理由を記した申立書
- (5) その他特に指定された書類

注： 申請者は、法人にあつてはその印鑑登録印を、その他の団体にあつては代表者個人の印鑑登録印を押印し、その証明書を添付してください。

事業計画書

1 申請団体の概要

事業名			
申請年月日			
団体名			
代表者氏名		創立年月日	
団体所在地	〒		
電話番号		FAX	
E-mail		URL	

2 現在運営している施設

運営に係る類似施設	所在地	主な事業内容

3 申請団体の理念及び事業計画（別紙可）

1 団体の理念等について (1) 団体の経営方針 (2) 指定管理者の指定申請をした理由 2 施設の効用の発揮・市民サービスの向上について (1) 基本事業について施設利用やサービス向上のための具体策及び具体的な目標値等 (2) 利用者等の要望の把握及び実現策 (3) 利用者のトラブルの防止策と対処方法等 (4) 地域、他施設との連携 (5) 自主事業によるサービス向上のための具体策（自主的に行う事業があれば記入してください。） ① 事業名 ② 目的・内容等 ③ 実施時期・回数 (6) 児童館の目的を踏まえた特性を充実させるための取組 3 管理を安定して行う物的能力及び人的能力について (1) 経営基盤 (2) 安定した管理運営を行う人員の配置計画及び人材育成計画（職員配置・勤務時間・勤務体制図添付） (3) 施設及び利用者の安全・安心な管理運営のための具体策 4 平等利用の確保について (1) 市民の平等利用の確保 5 その他（特記すべき事項があれば記入してください。）
--

「1 申請団体の概要」 補足添付書類

フリガナ 団体の名称				
代表者職氏名				
団体の所在地	〒			
	電話番号		F A X	
申請団体の名称 (グループ 応募の場合)				☐ 代表団体 ☐ 構成団体 (いずれかにチェック)
設立年月日				
沿革				
資本金等				
従業員数				
類似施設(業務) の運営実績				
免許・登録				
応募に関する担 当者等	役職、氏名		所属	
	電話番号		F A X	

※会社概要等がある場合は、添付してください。

※欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

参考：南守谷児童センター職員配置計画
(様式第2号 事業計画書 3 管理を安定して行う物的能力及び人的能力について)

夏時間（5月から9月）

時間	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	備考
正職員 (館長)															
正職員 (児童厚生員)															
正職員 (児童厚生員)															
地域子育て支援 拠点担当															
利用者支援事業 担当															

冬時間（10月から4月）

時間	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	備考
正職員 (館長)															
正職員 (児童厚生員)															
正職員 (児童厚生員)															
地域子育て支援 拠点担当															
利用者支援事業 担当															

長期休暇（夏休み） 夏休み7月21日～8月24日

時間	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	備考
正職員 (館長)															
正職員 (児童厚生員)															
正職員 (児童厚生員)															
地域子育て支援 拠点担当															
利用者支援事業 担当															

長期休暇（春休み、冬休み） 春休み3月25日～

時間	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	備考
正職員 (館長)															
正職員 (児童厚生員)															
正職員 (児童厚生員)															
地域子育て支援 拠点担当															
利用者支援事業 担当															

様式第 3 号

収 支 予 算 書(年度)

事 業 名 _____

収 入

		金 額	説 明
収入項目			
収入合計			

支 出

		金 額	説 明
支出項目			
支出合計			

※1 支出の部の項目欄は、具体的に記入してください。また、説明欄は積算基礎等必要事項を記入してください。

2 申請団体の独自の収支予算書で内容を充足できる場合は、固有の様式でも可とします。

3 収支予算書は、指定期間の会計年度ごとに作成してください。

参考：守谷市南守谷児童センター指定管理料

※ この資料は、事業計画書及び収支予算書を作成する際、指定管理料を算出する上での参考としてください。

なお、光熱水費については、市の算定基準額を提示してありますが、実際の料金と市の算定基準額と上下5%以上の差が生じたときは、市と指定管理者において協議するものとします。

予 算 項 目		内 容 (例 示)	指 定 管 理 料
人件費		非常勤職員報酬、賃金 職員人件費	
報償費	指導員謝礼	指導員謝礼	
旅費		研修参加	
需用費	消耗品	児童教材 事務用品 清掃用品	300,000
	印刷製本費	封筒等	
	修繕料	備品修繕料 施設修繕料	
	光熱水費	上下水道使用料 ガス使用量 電気使用料	100,000 300,000 3,120,000
役務費	通信運搬費	郵便料 電話料 インターネット利用料 ケーブルテレビ利用料	
委託料	清掃委託料	建物清掃 受変電設備清掃	
	保守点検委託料	空調設備保守点検 ソーラーシステム点検 コピー機保守点検	
	消防設備点検委託料	火災報知設備等保守点検	
	保菌検査委託料	保菌検査委託料	
	植栽委託料	植栽委託料	
使用料及び賃借料	使用料	受信料(NHK)カラー 受信料(NHK)BS+カラー	
	賃借料	使用料(コピーカウント) カラーコピー機・FAX(リース)	
その他の経費		事務費等	
合計			

指定管理者指定申請に係る質問書

守谷市こども未来部のびのび子育て課 宛て

令和 年 月 日

団体の名称			
質問者	役職・氏名	所属	
	連絡先	※電話、FAX、Eメールアドレス等を記載	
質問内容			

守谷市南守谷児童センター管理業務仕様書

守谷市南守谷児童センター管理業務仕様書

本仕様書は、守谷市南守谷児童センターの設置及び管理に関する条例及び守谷市市民交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則に基づき、本事業を実施する業務に関して必要な事項を定める。

1 業務名

守谷市南守谷児童センター管理業務

2 設置の目的

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図ります。

特に、この施設は大型児童センターであることから、中・高校生のための居場所づくり、文化活動、芸術活動等も合わせて促進するとともに、地域コミュニティの育成及び地域の高齢者との異世代交流を推進します。

3 実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

4 施設の名称及び所在地

- (1) 名 称
守谷市南守谷児童センター（以下「児童センター」という。）
- (2) 所在地
守谷市けやき台四丁目5番地1

5 管理の基準等

次の基準により、運営することとします。

- (1) 休館日
 - ア 毎月第1水曜日
 - イ 12月29日から翌年1月3日まで
 - ウ 指定管理者が必要と認め、市長の承認を得た日
- (2) 開館時間
午前10時から午後8時までとします。ただし、長期休暇（守谷市立学校管理規規則（平成18年守谷市教育委員会規則第5号）第3条に規定する学年末休業日、学年始休業日、夏季休業日及び冬季休業日をいう。）については、午前9時からとします。また、夜間利用がある場合は、午後9時までとしま

す。

(3) 児童センターの職員について

ア 児童センターには、常勤職員として館長のほか児童福祉施設の設備及び運営基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）を2人以上配置することとし、必要に応じてその他の職員を配置すること。

（ア）館長は、施設の総括責任者であり、児童センターの安全な運営・管理を行う。

（イ）児童厚生員は、児童センターを円滑に運営するための運営・管理のほか、児童センター事業の企画・運営を行う。

（ウ）その他の職員は、常勤、非常勤又は臨時職員とし、非常勤及び臨時職員は、常勤職員を補助し、施設の保全及び児童センター内外の清掃等を行う。

イ 職員の雇用配置及び勤務形態は、児童センターの運営に支障のないよう定めること。

ウ 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。

(4) 利用料金の設定

利用料金は、設置条例別表に規定する施設について、一般利用者のみ徴収することとしますが、設置条例の定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て決定することとし、料金の納付方法等の詳細については、別途定めることとします。

利用料金を徴収する施設及び利用料金の上限額は、次のとおりです。

施設の名称	利用料金上限 (1時間当たり)
スタジオ1	710円
スタジオ2	710円
視聴覚室兼集会室	100円
調理室	100円
工作室	100円
会議室	50円

※消費税率引き上げの際は、変更になる場合があります。

(5) 利用料金の免除

設置条例第16条の規定により定めた基準により、免除することとします。

(6) 関係法令の遵守

児童センターの管理に当たっては、次に掲げる法令等の規定を遵守し、適正な管理を行う必要があります。

（ア）児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）

（イ）地方自治法（昭和22年法律第67号）

（ウ）児童福祉法（昭和22年法律第164号）

（エ）こども基本法（令和4年法律第77号）

（オ）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

（カ）守谷市南守谷児童センターの設置及び管理に関する条例（平成19年守谷

市条例第24号)

(キ) 守谷市南守谷児童センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成20年守谷市規則第11号)

(ク) 守谷市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年守谷市条例第17号)

(ケ) 守谷市個人情報保護法施行条例(令和5年守谷市条例第4号)

(コ) 守谷市情報公開条例(平成10年守谷町条例第4号)

(サ) 児童厚生施設設置運営関係通知

- ・児童館の設置運営について(平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知)

- ・児童館の設置運営について(平成2年8月7日児発第967号厚生省児童家庭局長通知)

- ・児童館ガイドラインの改正について(令和6年12月3日こ成環第300号こども家庭庁成局長通知)

(7) 平等かつ適切なサービスの提供

利用者に対して平等かつ適切なサービスの提供を行う必要があります。

(8) 適切な施設の維持管理

児童センターの維持管理を適切に行う必要があります。

(9) 適切な個人情報の取り扱い

指定管理者は、指定管理業務を通じて取得した個人情報について、その取り扱いに十分留意し、保護を図るため、別途締結する協定において必要な措置を講じることとします。

(10) 年度別事業計画書及び収支予算書の提出

毎年度、市と調整の上、作成した翌年度の事業計画書及び収支予算書を市が指定する期日までに提出してください。

(11) 事業実績報告書及び自己評価書

毎月終了後、実績報告書を翌月25日までに提出してください。また、毎年度終了後、30日以内に指定管理業務全般に係る事業報告書及び自己評価書を提出してください。評価結果については、公表します。

(12) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、管理に係る業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、市と協議の上、委託することができます。

(13) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、目的外に使用したりすることはできません。

指定管理が終了した後及びその従業員でなくなった後についても、同様とします。

(14) 情報公開

指定管理者は、指定管理業務を通じて作成、取得した情報について、開示や提供の申し出があった場合には、これに応えるために情報公開規程の整備や情報提供施策の充実などに努めることとします。

(15) 環境への配慮

守谷市環境基本条例（平成11年守谷町条例第1号）に基づき、指定管理者においても、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の排出抑制やグリーン購入の推進、温室効果ガス排出量削減（ゼロカーボン）等について、積極的な取り組みを行ってください。

(16) 災害時の施設利用

災害時に児童センターの施設を緊急の避難場所として使用する必要があると市が判断した場合は、当該施設を避難場所として使用します。

(17) その他

管理の基準に関する細目は、別途、市と指定管理者の間で締結する協定書で定めることとします。

6 指定管理者が行う業務

(1) 基本事業

児童センターにおいては、基本事業として、次に掲げる事業の企画及び実施に関する業務を毎年度少なくとも各項目1つ以上実施すること。

ア こどもの居場所の提供

こどもが自己効力感や自己肯定感が醸成できるよう、安全に安心して過ごせる居場所としての環境を整備し、必要に応じて学校等と協力しながら支援を行うこと。

イ 児童に対する集団的又は個別的な遊びの指導に関する事業

児童の遊びを指導し、自主性や創造性を育て、協調性を養う場をつくること（季節行事、製作活動などを実施）。

ウ 施設、遊具その他の設備の利用による児童の体力増進に関する事業

運動や遊具による遊び等、特に体力増進にとって効果的な遊びを指導内容の中心として設定するほか、必要に応じて日常生活、栄養等に関する指導を行うこと。

エ 文化活動、芸術活動を通して情操を豊かにする事業

指導に当たっては、特に年長児童に適した文化活動、芸術活動、スポーツ及び社会参加活動等に配慮すること。

オ 子育て支援サークル等の地域活動の支援に関する事業

(ア) 子育てサークル、子供会その他児童の健全な育成に関する活動を行う地域組織を育成し、支援すること。

(イ) 育児についての情報交換や仲間づくりを進めることにより、子育てを支援すること。

カ 配慮を必要とする児童への遊びの支援に関する事業

児童の発達の特徴や発達過程を考慮しながら、参加できる場を提供し、児童の健全育成と子育ての支援を行うとともに、市内の医療的ケア児や障がい児の団体と協働の事業を年2回以上行うこと。

キ 児童が異世代交流をするための事業

(ア) 異世代交流室等を活用し、児童と高齢者等との世代を超えた交流会等を実施すること。また、異世代交流事業を行うサークル等に対して、交

流事業の支援を行うこと。

(イ) 伝統行事や児童センターまつりなど、地域の住民の誰もが参加できる事業の中で交流を深め、児童が健全に育つ環境づくりを地域ぐるみで取り組むこと。

(ウ) ヤクルト球団と連携した野球教室や施設訪問等スポーツ資源を生かした事業を実施すること。

※ヤクルト球団施設開業は令和9年1月を予定しており、開業前（令和8年度）から開業後について定期的に市民の球団への関心を高めるための取り組みとして、市と協働で学校や各施設との連携した事業（野球教室、講演会、施設訪問等）の実施を想定しています。

ク その他児童センター設置の目的を達成するために必要な事業

(ア) 市内児童センター、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、小・中学校、高等学校等との連携を図り児童の健全育成に努めること。

(イ) 地域組織、団体、住民との連携を図り、地域に根ざした運営に努めること。

(ウ) 食の安全に関する知識や望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、健全で豊かな食生活が送れる能力を育むこと（食の安全教室、食生活教室などを実施）。

(エ) 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員の指導を行い、災害等緊急事態の発生時には、利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等の確に対応すること（申請時には、マニュアルの提出の必要はありません。）。

(オ) 児童センターが最大限有効活用されるよう利用促進に努めるとともに、利用者の意見を管理運営に反映させるため、利用者の代表からなる運営委員会を開催し、利用者の意見等を施設の運営に取り入れるよう努め、利用者の満足度を高めていくこと。

(カ) 施設内では利用者の安全に配慮し、事故防止に努めること。

(キ) 施設のホームページを作成し、維持及び更新を行うこと。

(ク) 施設利用者の利便性の向上等を図る観点から、アンケート等により、施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状可能性がある法人等は、必ずその旨を事業計画書に明示してください。

(2) 地域子育て支援拠点事業（連携型）

令和6年6月28日こ成環第204号第一次改正「地域子育て支援拠点事業の実施について」別紙「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の規定に基づき実施すること（詳細は、守谷市地域子育て支援拠点事業（連携型）運営業務仕様書に定め、これに準じて行う）。

(3) 利用者支援事業（基本型）

令和7年4月1日こ成環第105号、こ支虐第75号、6文科初第2631号第一次改正「利用者支援事業の実施について」別紙「利用者支援事業実施要綱」及び令和6年3月30日こ成環第132号、こ支虐第141号、5文科初第2595号「利用者支援事業ガイドラインについて」別紙「利用者支援事業ガイドラ

イン」の規定に基づき実施すること（詳細は、守谷市利用者支援事業（基本型）運営業務仕様書に定め、これに準じて行う）。

（４）自主事業

自主事業とは、基本事業とは別に、指定管理者の新たな発想や創意工夫により、自らの費用負担において児童センターの利用促進、サービスの向上のため独自に企画提案していただく事業です。

市は、基本的に承認することとします。これは、指定管理者の能力を活かし、自主事業を市民サービス向上につなげていくことは重要であるという観点から積極的な取組みを承認するものです。なお、承認に当たっては、市は施設の設置者という責任において、実施内容の確認を行うことになります。

指定管理者は、施設の設置目的を効果的に達成するため、児童センターを活用し、自主事業を実施することができます。

しかし、本来の業務（指定管理業務）の遂行や施設利用者の適切な利用を著しく阻害するおそれがあるなど、設置目的を踏まえてふさわしくないと判断した場合、実施を承認しないことがあります。また、本来の業務（指定管理業務）に支障を来しているとは判断した場合は、自主事業の改善、中止等を命じる場合があります。

事業計画で提案する自主事業の実施が認められない場合、申請そのものを辞退する可能性がある法人等は、必ずその旨を事業計画書に明示してください。

（５）児童センターの利用の許可に関する業務

設置及び管理に関する条例に基づき、次の業務を行います。

ア 利用の許可に関する業務

来館者利用受付簿を作成し、来館者を把握すること。

イ 利用の制限に関する業務

ウ 利用許可の取消し

エ 児童センター及び市民ギャラリーの利用許可を行うに当たり、利用予定表を作成し、施設の利用予定を常に把握すること。

（６）児童センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

ア 施設の適正な運営を図るため、施設及び設備の保守点検を行うこと。

イ 日常の清掃の実施と併せて、トイレトペーパーや石鹸などの必要な消耗品の補充を行うこと。また、児童センターの機能と環境を良好に維持するため、ワックス塗布、冷暖房のフィルター、窓ガラス、換気扇、蛍光灯等の定期清掃を年２回以上行うこと。

ウ 指定管理業務の履行により生じた廃棄物について、関係法令等に基づき適正な処理を行うこと。

エ 児童センターの環境を良好に維持するため、敷地内の清掃、除草を行うこと。

オ 施設内は、バリアフリー化を心掛け、備品の配置や人の動線の設定、掲示等に配慮すること。

カ 駐車場の管理については、利用者が安全に利用できるように管理し、障がい者等の利用についても留意すること。

キ 児童センターの防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用

できる環境を確保するため、保安警備業務（機械警備を含む。）を実施するとともに、防火管理者を置くこと。

ク 施設の状況や設備の作動状況、物品の状態などに注意し、不具合など支障の発生を予防すること。

ケ 施設の管理に関する諸法令、条例及び規則等を遵守すること。

（７）その他市長が必要と認める業務

7 子どもの安全対策・衛生管理

（１）児童センターの敷地内は、禁煙とすること。

（２）児童センターの建物内の飲食については、市が指定する特定の場所のみとすること。ただし、事業の実施に当たり必要な場合を除く。

（３）児童センターでの火災、犯罪、疾病、食中毒等の防止に努めること。

（４）駐車場と活動場所を分離し、利用者の安全を確保すること。

（５）保安警備業務等の委託に当たっては、守谷市内に事務所を有する団体を優先的に活用すること。

（６）職員の雇用に当たっては、守谷市内に事務所を有する団体、市民を優先的に活用すること。

（７）児童の感染症予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理を行い、児童の健康に配慮したマニュアルを作成すること。

（申請時には、マニュアルの提出の必要はありません。）

8 児童センターと家庭・学校・地域との連携に関する事項

（１）市内児童センター、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、小・中学校、高等学校等との連携を図り児童の健全育成に努めること。

（２）地域組織、団体、住民との連携を図り、地域に根ざした運営に努めること。

9 物品の管理等

（１）指定管理者に貸し付ける備品等については、市の所有とし、その使用及び保管は十分注意すること。

（２）指定管理者が指定管理料により物品を購入するときは、購入後の物品は市に帰属するものとする。

（３）指定管理者が管理する市の所有する物品については、守谷市物品管理規則（平成18年守谷市規則第12号）に基づいて管理等を行うものとし、物品管理簿を備えること。なお、購入及び廃棄等は事前に市と協議の上対応し、書面にて市に報告すること。

10 指定管理者と市における責任分担

指定管理者と市の責任分担の詳細については、別途協定書で定めませんが、市の基本

方針は別表のとおりとします。ただし、別表に定める事項に疑義のある場合又は定めのない事項については、指定管理者が市と協議し決めることとします。

1 1 指定管理料及びその他の収入

(1) 指定管理料

市は、指定管理に要する経費を指定管理料として各年度の予算の範囲内で指定管理定管理理者に支払います。

指定管理料の額、支払期日、支払い方法は、毎年度の年度協定において定めま

す。

申請の際の事業計画書及び収支予算書については、これまでの指定管理料の決算額や「参考：守谷市南守谷児童センター指定管理料」の金額を参考に作成してください。作成の際は、物価上昇率について、現行水準が継続すると仮定し提案額に反映させてください。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の提案額を基に市と指定管理者が協議の上、決定します。なお、消費税率等が改正された際は、その都度市と指定管理者が協議することとします。

なお、指定管理料の範囲で行う修繕については、実施する前に市と協議し、年間30万円以下は、指定管理者が行いますが、年間30万円を超える場合は、市と協議し、市が実施するものとします。

(2) 自主事業収入

自主事業収入とは、指定管理者が独自にイベント等を開催し、設置条例で定める利用料金以外の料金を入場者から徴収するなどして得る収入をいいます。自主事業収入を得た場合は、その収入は指定管理者に帰属することになります。なお、実施に要する経費は指定管理料には含まれません。

なお、自主事業料金の設定については市の承認制としますが、適正な料金額になっていないなどの重大な問題がない限り、基本的に指定管理者の考えを優先することとします。

(3) 利用料金収入

利用者が施設の利用のため納付した利用料金は、指定管理者の収入となります。なお、この利用料金の額は、設置条例に定める額の範囲内において、あらかじめ市の承認を得て、指定管理者が定めることとなります。

(4) 専用口座の開設

指定管理料及びその他の収入（自主事業収入及び利用料金収入）は、指定管理者が他の事業等で利用する口座とは別の専用口座で管理してください。

1 2 その他

(1) 指定管理者が施設の運営管理に係る各種規程・要項等を作成する場合及び事業計画の主要事項を変更する場合は、守谷市と協議を行うこと。

(2) 保安警備業務等の委託に当たっては、守谷市内に事務所を有する団体を優先的に活用すること。

- (3) 職員の雇用に当たっては、守谷市内に事務所を有する団体、市民を優先的に活用すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、双方が協議し決定する。

(別表)

指定管理者と市における責任分担

事 項		指定管理者	市
施設管理業務に要する資格の変更等、指定管理業務に特別に影響を及ぼす法制の変更又は新設			○
設備、備品、植栽の管理等を含む施設全体の維持管理		○	
市が直接運営又は使用する施設の維持管理		○ (定期清掃、光熱水費、共同で使用する消耗品等)	○
安全衛生管理		○	
個人情報の保護・管理		○	
事故・災害等による施設の原状回復		○ (責めに帰すべき事由があるとき)	○
施設利用者の被災に対する責任		○ (責めに帰すべき事由があるとき)	○
市有施設の火災保険の加入			○
利用者に係る保険の加入			○
包括的な管理責任			○
施設の修繕・改築等の実施			
(1)施設	見積額30万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の修繕 ※1件につき	○	
	上記以外		○ (指定管理者と市において協議)
(2)備品	修繕・更新	○ (責めに帰すべき事由があるとき)	○
	新規購入	指定管理者と市において協議	

※ 施設の修繕・改築等の実施に係る責任分担については、上記にかかわらず、指定管理者の責めに帰すべき事由(故意・過失・怠慢等)により生じたものについては、指定管理者の負担となります。

守谷市地域子育て支援拠点事業（連携型）運営業務 仕様書

守谷市地域子育て支援拠点事業（連携型）運営業務仕様書

本仕様書は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に位置づけられる本事業について、令和6年6月28日こ成環第204号第一次改正「地域子育て支援拠点事業の実施について」別紙「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の規定に基づき実施する業務に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 事業名

守谷市地域子育て支援拠点事業（連携型）運営業務

2 事業の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大に対応し、地域において子育て家庭の交流等を促進する子育て支援拠点を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

3 事業の対象

乳幼児及びその保護者

4 実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

5 実施場所

守谷市南守谷児童センター

6 実施日及び時間

週5～7日、かつ1日3時間以上開設すること。

7 職員の配置

「地域子育て支援拠点事業実施要綱4実施方法、（3）連携型、③実施方法（イ）に定める専任の者を1名以上配置すること。（非常勤職員でも可）

8 事業内容

地域子育て支援拠点を開設し、乳幼児及びその保護者を対象として、次の（ア）から（エ）に定める基本事業を実施する。

- （ア）子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- （イ）子育て等に関する相談、援助の実施
- （ウ）地域の子育て関連情報の提供
- （エ）子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月 1 回以上）

9 事業の対象となる経費

事業の対象となる経費は下表のとおりとする。

対象経費	主な使途内容
人件費	地域子育て支援拠点事業を行う専任職員及び地域子育て支援拠点事業を実施するために必要な補助職員の報酬、給料、職員手当、費用弁償等
報償費	講師等に係る謝礼等
需用費	活動等に係る消耗品代、チラシやポスターの印刷代、機械の燃料代、備品・器具等の修理代等
役務費	郵便料等の通信運搬費、イベント開催に係る保険料等
原材料費	活動に必要な原材料費

10 事業実施計画書、実績報告書の作成及び提出

守谷市南守谷児童センター管理業務仕様書 5 管理の基準等（10）（11）のとおりとする。

11 その他

本仕様書に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、双方が協議し決定する。

守谷市利用者支援事業（基本型）運営業務仕様書

守谷市利用者支援事業（基本型）運営業務仕様書

本仕様書は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に位置付けられ、令和7年4月1日こ成環第105号、こ支虐第75号、6文科初第2631号第一次改正「利用者支援事業の実施について」別紙「利用者支援事業実施要綱」及び令和6年3月30日こ成環第132号、こ支虐第141号、5文科初第2595号「利用者支援事業ガイドラインについて」別紙「利用者支援事業ガイドライン」の規定に基づき実施する本事業について必要な事項を定めるものとする。

1 事業名

守谷市利用者支援事業（基本型）運営業務

2 事業の目的

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。

3 事業の対象

市内在住の妊婦及び子育て家庭の保護者と子ども

4 実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

5 実施場所

守谷市南守谷児童センター

6 実施日及び時間

週3日以上、かつ1日5時間以上を開設すること。

7 職員の配置

令和7年4月1日こ成環第105号、こ支虐第75号、6文科初第2631号第一次改正「利用者支援事業の実施について」別紙「利用者支援事業実施要綱」4（1）③に基づく専任職員を1名以上配置すること。ただし、4（1）③イを満たした上

で、適宜、業務を補助する職員を配置しても差し支えないものとする。

8 事業内容

(ア) 伴走型相談支援（ハローベビー）の実施

ハローベビーの会*¹（妊婦・産婦を対象とした面談交流会及び講座）を月に4回以上実施し、保護者同士の交流の場や子育てに関する情報提供、助言などを行うほか、その後の地域子育て支援拠点事業（子育て世代の交流等の居場所提供）への参加を促すなど、保護者の孤立感、不安感の解消のために、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うこと。その実施にあたっては、こども家庭センターと連絡調整を密に行い、市が定める方針に従い実施すること。

伴走型相談支援（ハローベビー）で実施する内容は次のとおりとします。

①妊娠期（妊娠8か月頃）

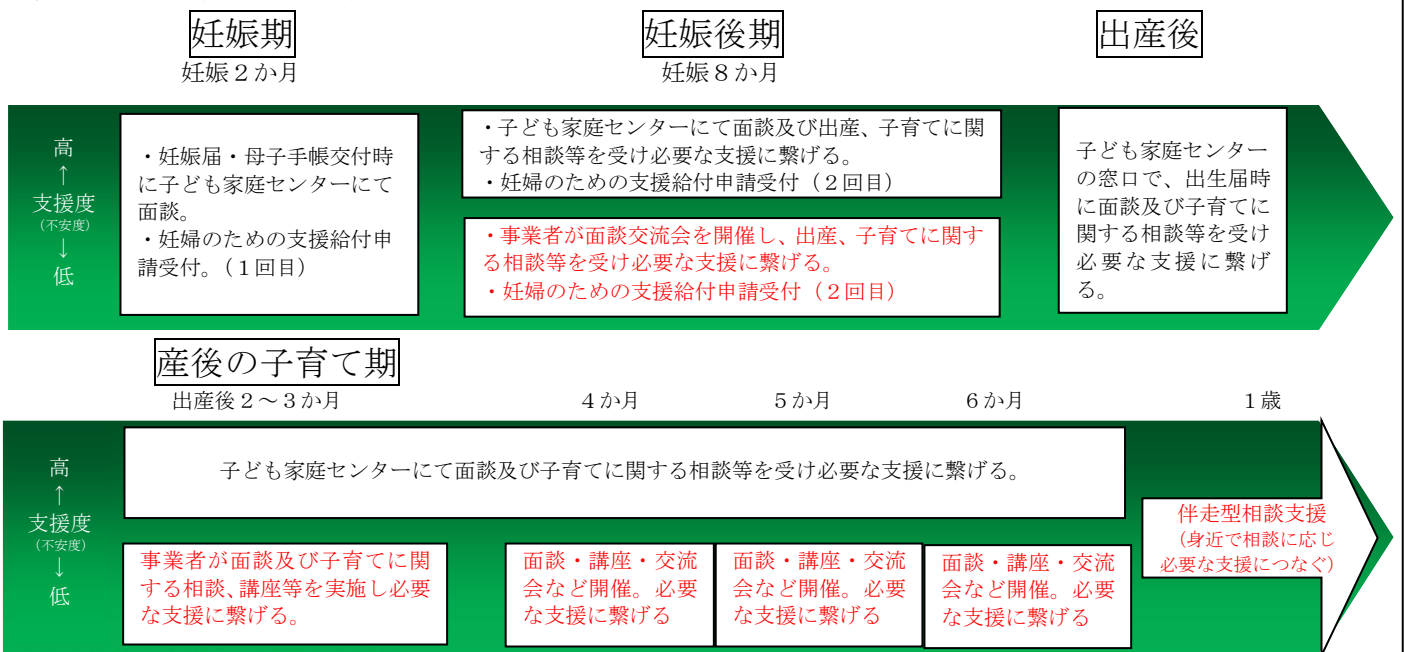
個々の妊婦の困りごとや悩みごと等の相談に応じ、事前に集約した情報の提供、助言、利用可能な支援の案内等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等が円滑に利用できることを目的として実施すること。

また、同会実施の際、妊婦のための支援給付*²申請を受付し、市へ提出する。

②子育て期（対象期間の目安として出産後2か月～3か月頃、4か月、5か月、6か月）

保護者と子どもを対象に、面談交流会及び子育てに関する講座を実施し、交流の場や悩みを共有できる仲間作りの場を提供すること。

伴走型相談支援（ハローベビー）イメージ図



※赤字部分は事業者が実施する業務

※支援度（不安度）が高い保護者はこども家庭センターで面談等対応するため、事業者は当該センターと連携をとること

※1 安心して出産、子育てができるよう、妊婦・産婦を対象とした面談やアンケート等を通じ相談に応じ、ニーズに応じた必要な支援に繋げるための面談交流会及び講座で、各子育て支援施設が対象者を招待し「ハローベビーの会」として開催。

※2 すべての妊婦が安心して出産、子育てができるよう経済的支援として給付されるもの。（出産、育児に関する不安・孤立感の軽減や必要な支援に繋げることを目的としている面談を要す）

給付額：1人あたり10万円

給付回数：2回に分けて申請を受け給付

1回目⇒妊娠届出時、母子手帳発行時（妊娠初期）の面談後に5万円給付

2回目⇒妊娠8か月頃（妊娠後期）の面談後に5万円給付

（イ）交流・相談の場の提供

ハローベビー実施日以外の開設日については、保護者同士の交流の場や、いつでも気軽に子育て支援サービスの利用に関する相談ができる場を提供すること。

（ウ）地域連携

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関及びこども家庭センターとの連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めること。

（エ）広報

利用者支援事業の実施に当たり、積極的な広報・啓発活動を実施し、事業内容について広くサービス利用者に周知を図るものとする。

（オ）その他

その他利用者支援事業を円滑に実施するための必要な諸業務を行うものとする。

9 事業の対象となる経費

対象経費	主な使途内容
人件費	利用者支援事業を行う専任職員及び利用者支援事業を実施するために必要な補助職員の報酬、給料、職員手当、費用弁償等
報償費	講師等に係る謝礼等
需用費	活動等に係る消耗品代、チラシやポスターの印刷代、機械の燃料代、備品・器具等の修理代
役務費	郵便料等の通信運搬費、イベント開催に係る保険料等
原材料費	活動に必要な原材料費
委託料	事業の広報等（※内容は事業計画提出前に市へ相談すること）

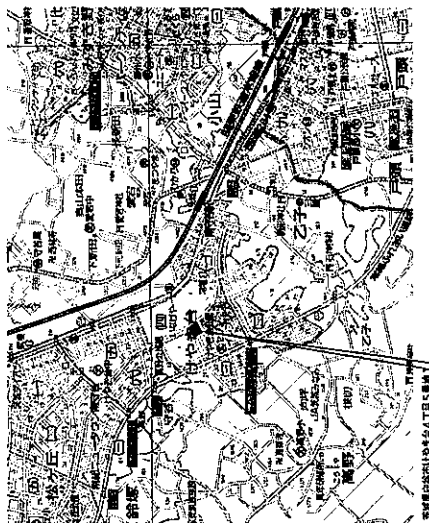
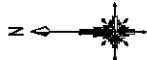
10 事業実施計画書、実績報告書の作成及び提出

守谷市南守谷児童センター管理業務委託仕様書 5 管理の基準等（10）（11）のとおりとする。

11 その他

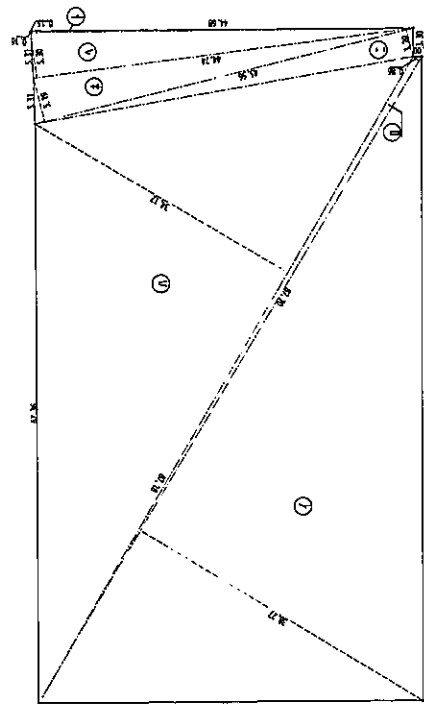
本仕様書に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、双方が協議し決定する。

南守谷児童センター図面



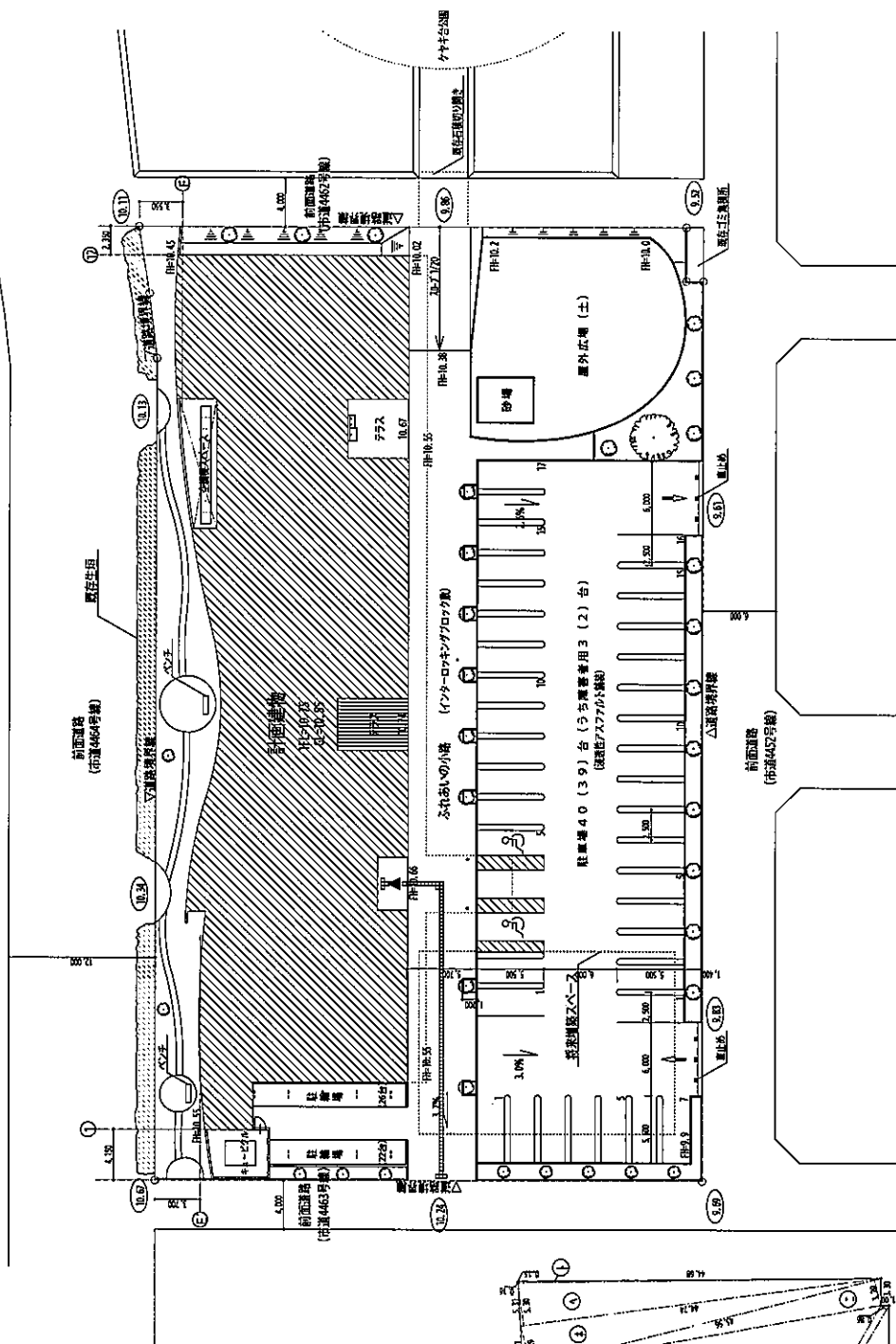
案内図

出典：国土交通省国土利用政策研究所



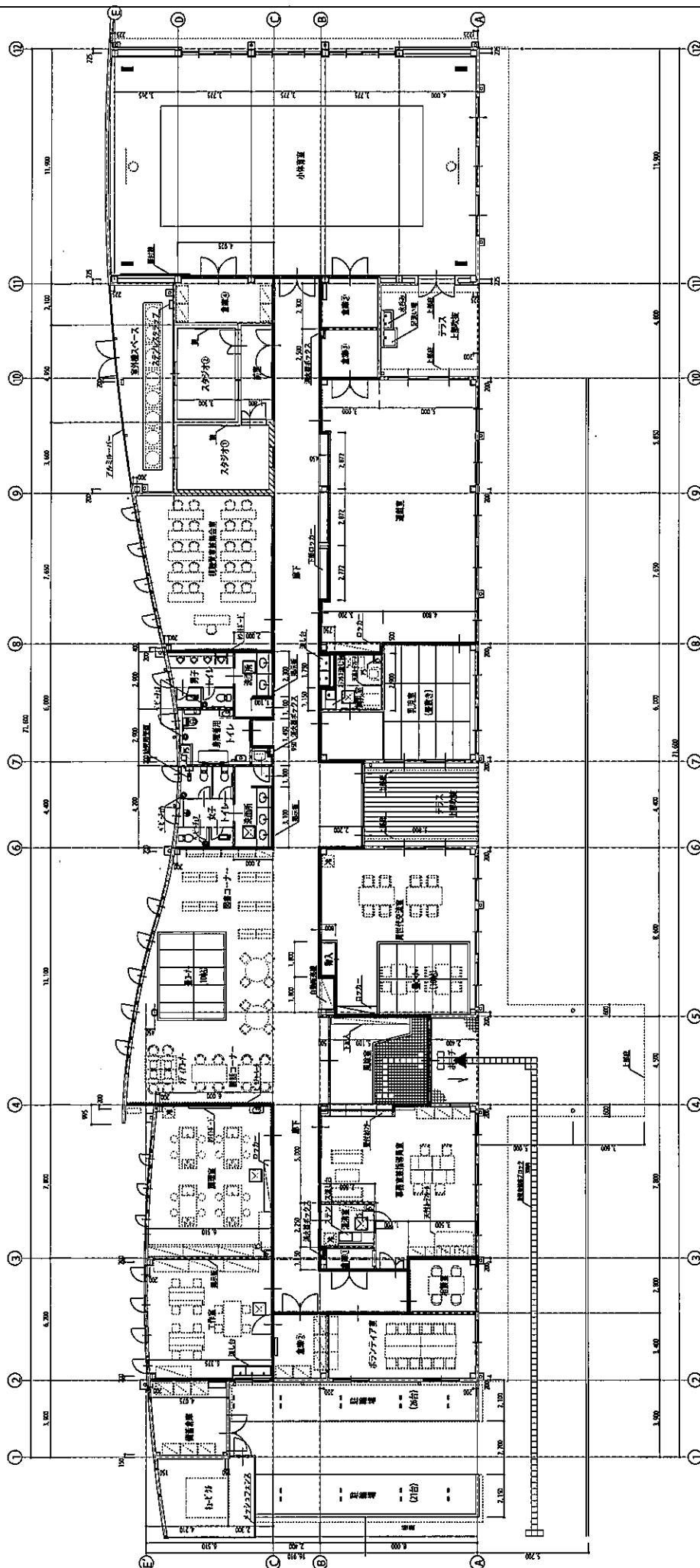
項目	数値
敷地面積	576.00㎡
建築面積	100.00㎡
延床面積	100.00㎡
容積率	17.36%
建築密度	17.36%
緑地面積	476.00㎡
緑地率	82.64%
不透水面積	100.00㎡
不透水率	17.36%
透水性舗装面積	0.00㎡
透水性舗装率	0.00%
緑地率(透水性舗装を含む)	82.64%

配置図



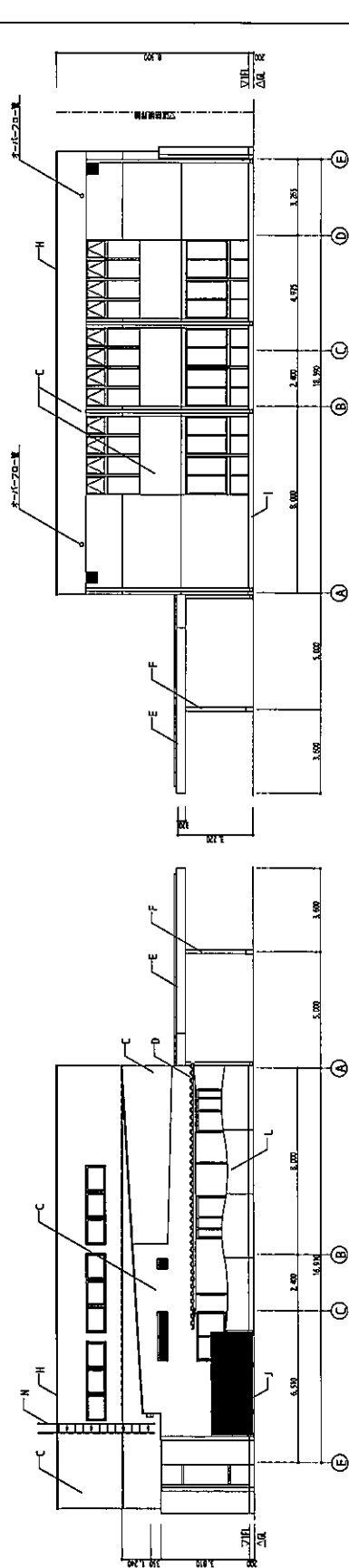
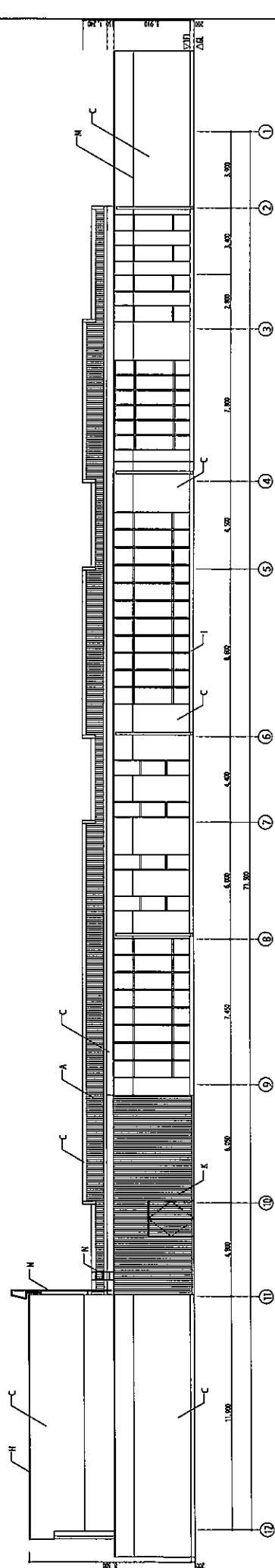
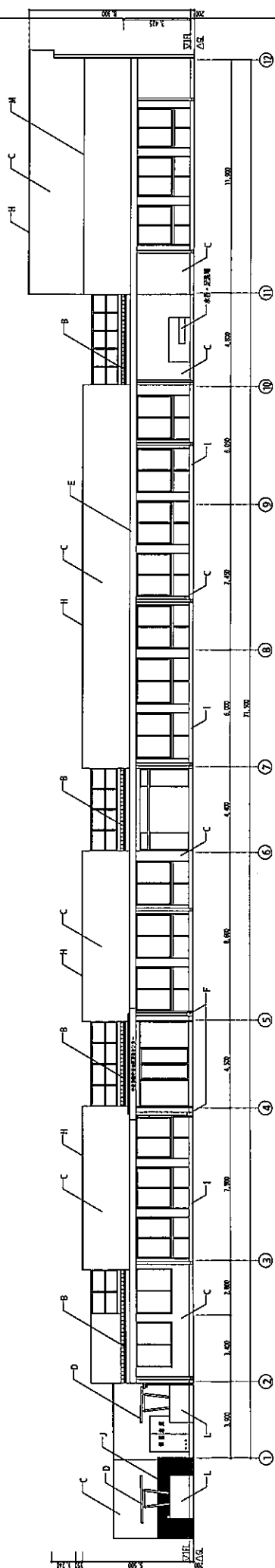
○：地籍レベル (既設)
●：計画レベル

NO.	SCALE	DATE	FIGURES	ITEMS	REMARKS
1	1:2000	2024.10.10			
2	1:2000	2024.10.10			
3	1:2000	2024.10.10			
4	1:2000	2024.10.10			
5	1:2000	2024.10.10			
6	1:2000	2024.10.10			
7	1:2000	2024.10.10			
8	1:2000	2024.10.10			
9	1:2000	2024.10.10			
10	1:2000	2024.10.10			
11	1:2000	2024.10.10			
12	1:2000	2024.10.10			
13	1:2000	2024.10.10			
14	1:2000	2024.10.10			
15	1:2000	2024.10.10			
16	1:2000	2024.10.10			
17	1:2000	2024.10.10			
18	1:2000	2024.10.10			
19	1:2000	2024.10.10			
20	1:2000	2024.10.10			
21	1:2000	2024.10.10			
22	1:2000	2024.10.10			
23	1:2000	2024.10.10			
24	1:2000	2024.10.10			
25	1:2000	2024.10.10			
26	1:2000	2024.10.10			
27	1:2000	2024.10.10			
28	1:2000	2024.10.10			
29	1:2000	2024.10.10			
30	1:2000	2024.10.10			
31	1:2000	2024.10.10			
32	1:2000	2024.10.10			
33	1:2000	2024.10.10			
34	1:2000	2024.10.10			
35	1:2000	2024.10.10			
36	1:2000	2024.10.10			
37	1:2000	2024.10.10			
38	1:2000	2024.10.10			
39	1:2000	2024.10.10			
40	1:2000	2024.10.10			
41	1:2000	2024.10.10			
42	1:2000	2024.10.10			
43	1:2000	2024.10.10			
44	1:2000	2024.10.10			
45	1:2000	2024.10.10			
46	1:2000	2024.10.10			
47	1:2000	2024.10.10			
48	1:2000	2024.10.10			
49	1:2000	2024.10.10			
50	1:2000	2024.10.10			
51	1:2000	2024.10.10			
52	1:2000	2024.10.10			
53	1:2000	2024.10.10			
54	1:2000	2024.10.10			
55	1:2000	2024.10.10			
56	1:2000	2024.10.10			
57	1:2000	2024.10.10			
58	1:2000	2024.10.10			
59	1:2000	2024.10.10			
60	1:2000	2024.10.10			
61	1:2000	2024.10.10			
62	1:2000	2024.10.10			
63	1:2000	2024.10.10			
64	1:2000	2024.10.10			
65	1:2000	2024.10.10			
66	1:2000	2024.10.10			
67	1:2000	2024.10.10			
68	1:2000	2024.10.10			
69	1:2000	2024.10.10			
70	1:2000	2024.10.10			
71	1:2000	2024.10.10			
72	1:2000	2024.10.10			
73	1:2000	2024.10.10			
74	1:2000	2024.10.10			
75	1:2000	2024.10.10			
76	1:2000	2024.10.10			
77	1:2000	2024.10.10			
78	1:2000	2024.10.10			
79	1:2000	2024.10.10			
80	1:2000	2024.10.10			
81	1:2000	2024.10.10			
82	1:2000	2024.10.10			
83	1:2000	2024.10.10			
84	1:2000	2024.10.10			
85	1:2000	2024.10.10			
86	1:2000	2024.10.10			
87	1:2000	2024.10.10			
88	1:2000	2024.10.10			
89	1:2000	2024.10.10			
90	1:2000	2024.10.10			
91	1:2000	2024.10.10			
92	1:2000	2024.10.10			
93	1:2000	2024.10.10			
94	1:2000	2024.10.10			
95	1:2000	2024.10.10			
96	1:2000	2024.10.10			
97	1:2000	2024.10.10			
98	1:2000	2024.10.10			
99	1:2000	2024.10.10			
100	1:2000	2024.10.10			



114条-2区画:スタジオ部 耐火性能等級 (耐火・F・PD 060MP-156)

[illegible]



A	27年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
B	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
C	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
D	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
E	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
F	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
G	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
H	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
I	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
J	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
K	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
L	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
M	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
N	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
O	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
P	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
Q	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
R	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
S	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
T	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
U	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
V	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
W	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
X	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
Y	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150
Z	72年がかりの工務局 70.1 新築費 10-150

南守谷児童センター備品台帳一覧

備品台帳一覧

	分類名称	品名	規格型式（品名詳細）	使用(保管)場所	数量
1	レクリエーション用具	マイカントリーハウス	サクラクレパス	【南守谷児童センター】	1
2	音響電気器具	CDラジオカセットレコーダー	ソニーCFD-S70	【南守谷児童センター】	1
3	体育用具	EVAマット	サクラクレパス	【南守谷児童センター】	12
15	体育用具	カラーマット	トエイイト T-1237B	【南守谷児童センター】	1
16	体育用具	レインボールーフ	マスセット 71429	【南守谷児童センター】	1
17	体育用具	レインボールーフ	マスセット 71430	【南守谷児童センター】	1
18	体育用具	レインボールーフ	マスセット 71431	【南守谷児童センター】	1
19	体育用具	室内用ソフトサッカーセット	学研60-715959-032	【南守谷児童センター】	1
20	特殊机	座卓	アイリスト BT-1845GZ	【南守谷児童センター】	4
24	箱	紙芝居ケース	チャイルド #660528	【南守谷児童センター】	1
25	レクリエーション用具	幼児用紙芝居	教育画劇	【南守谷児童センター】（164セット）事務室	1
26	音響電気器具	電源制御ユニット	パナソニック WU-L61	【南守谷児童センター】 60000	1
27	楽器	ドラムマット	TAMA DSM-18	【南守谷児童センター】 №7：スタジオ1 №8：スタジオ2	2
29	事業用図書	あーちゃん ねじめ正一詩集（詩の風景）	理論社	【南守谷児童センター】	1
30	事業用図書	あたし、アンバー・ブラウン！（文研ブックスランド）	文研出版	【南守谷児童センター】	1
31	事業用図書	うわさごと	汐文社	【南守谷児童センター】	1
32	事業用図書	おじいちゃんは水のにおいがした	偕成社	【南守谷児童センター】	1
33	事業用図書	お手紙ありがとう（ともだちがいるよ！ 2）	WAVE出版	【南守谷児童センター】	1
34	事業用図書	カエサルくんと カレンダー 2月はどうしてみじかいの？	福音館書店	【南守谷児童センター】	1
35	事業用図書	ここが家だ ベン・シャーンの第五福竜丸	集英社	【南守谷児童センター】	1
36	事業用図書	ゴミの日 アーサー・ビナード詩集（詩の風景）	理論社	【南守谷児童センター】	1
37	事業用図書	ササfras・スプリングスの七不思議（評論社の児童図書館・文学の部屋）	評論社	【南守谷児童センター】	1
38	事業用図書	ジャミールの新しい朝	くもん出版	【南守谷児童センター】	1
39	事業用図書	せかいでひとつだけのケーキ	教育画劇	【南守谷児童センター】	1
40	事業用図書	にいさん	偕成社	【南守谷児童センター】	1
41	事業用図書	はじめての古事記 日本の神話	徳間書店	【南守谷児童センター】	1
42	事業用図書	パパのメールは ラブレター！？	徳間書店	【南守谷児童センター】	1
43	事業用図書	ばびぶべぼつつん（詩はともだち）	のら書店	【南守谷児童センター】	1
44	事業用図書	ピアノ調律師（末盛千枝子ブックス）	現代企画室	【南守谷児童センター】	1
45	事業用図書	ヘンリー・ブラウンの誕生日	鈴木出版	【南守谷児童センター】	1
46	事業用図書	みどりのスキップ（安房直子名作絵童話）	偕成社	【南守谷児童センター】	1
47	事業用図書	ラッキーボーイ（評論社の児童図書館・絵本の部屋）	評論社	【南守谷児童センター】	1
48	事業用図書	わたしの病院、犬がくるの（いのちのえほん 21）	岩崎書店	【南守谷児童センター】	1
49	事業用図書	永井隆 平和を祈り愛に生きた医師	童心社	【南守谷児童センター】	1
50	事業用図書	往診は馬にのって 淡路島を駆けめぐる獣医師・山崎博道	佼成出版社	【南守谷児童センター】	1
51	事業用図書	患者さんが教えてくれた 水保病と原田正純先生	フレーベル館	【南守谷児童センター】	1
52	事業用図書	奇跡の一本松 大津波をのりこえて	汐文社	【南守谷児童センター】	1
53	事業用図書	気むずかしやの伯爵夫人（公園の小さなかまたち）	偕成社	【南守谷児童センター】	1
54	事業用図書	空からおちてきた男	偕成社	【南守谷児童センター】	1
55	事業用図書	菜緒のふしぎ物語（おはなしさいた）	アリス館	【南守谷児童センター】	1
56	事業用図書	世界一おいしい火山の本 チョコココアで噴火実験	小峰書店	【南守谷児童センター】	1
57	事業用図書	読書マラソン、チャンピオンはだれ？	文溪堂	【南守谷児童センター】	1
58	事業用図書	被災犬「じやがいも」の挑戦 めざせ！災害救助犬	岩崎書店	【南守谷児童センター】	1
59	事業用図書	非武装地帯に春がくると（日・中・韓平和絵本）	童心社	【南守谷児童センター】	1
60	事業用図書	約束 「無言館」 への坂をのぼって	アリス館	【南守谷児童センター】	1
61	雑品類	筒状タイプ傘立て	コクヨUS-186N	【南守谷児童センター】 エントランス	1
62	戸棚	雑誌ラック	不明	【南守谷児童センター】 スタジオ	1

63	箱	AVラック	コクヨSSD-AV95 (スクールデザイン)	【南守谷児童センター】スタジオ	2
65	楽器	キーボードスタンド	アルティメイトAX-48B	【南守谷児童センター】スタジオ1	1
66	楽器	ドラムスローン (ドラム専用イス)	パール D-70W	【南守谷児童センター】スタジオ1	1
67	楽器	ドラムセット	TAMA IMPERILSTAR IS52H6C 10 03	【南守谷児童センター】スタジオ1	1
68	音響電気器具	HDD/CDレコーダー	ヤマハCDR-HD1500	【南守谷児童センター】スタジオ1、2	2
70	楽器	キーボード・イス	カシオCB-5	【南守谷児童センター】スタジオ1、2	6
76	音響電気器具	ダイナミック ボーカル用マイク	shure PG58	【南守谷児童センター】スタジオ1:2台 スタジオ2:2台 小体育館(左側):3台	4
80	音響電気器具	譜面台	K&M 10100	【南守谷児童センター】スタジオ1:2台 スタジオ2:2台 小体育館:1台	5
85	音響電気器具	アンプ付きスピーカー	クラシックプロCSP8P	【南守谷児童センター】スタジオ1・2	2
87	音響電気器具	ギターアンプ	Marshall MG15CFX	【南守谷児童センター】スタジオ1・2	2
89	音響電気器具	ケーブル	10m (カナレLC10)	【南守谷児童センター】スタジオ1・2	5
94	音響電気器具	ミキサー	ベーリンガーXENYX1204USB	【南守谷児童センター】スタジオ1・2	2
96	音響電気器具	パワードモニター スピーカー	ヤマハMSR100	【南守谷児童センター】スタジオ2	1
97	楽器	ドラムスローン (ドラム専用イス)	パール D-70W	【南守谷児童センター】スタジオ2	1
98	楽器	ドラムセット	TAMA IMPERILSTAR IS52H6C 10 03	【南守谷児童センター】スタジオ2	1
99	音響電気器具	パワードミキサー	ヤマハMG166CX	【南守谷児童センター】スタジオ2、小体育館	2
101	音響電気器具	マイクスタンド	キクタニ MS-200	【南守谷児童センター】スタジオ2:3台 小体育館(左側):3台	5
106	その他の卓子類	テーブル	コクヨ RT-158P1R	【南守谷児童センター】テラス前	2
108	その他の卓子類	肘なしチェアー (青)	コクヨCK-M100J769	【南守谷児童センター】テラス前	4
112	音響電気器具	ラインケーブル (スピーカーコード)	ヤマハYC05PP (マイクに接続機器)	【南守谷児童センター】マイクに接続	7
119	その他椅子類	応接ソファ	コクヨCE-833KPN	【南守谷児童センター】ミナーデコーナー1台	1
120	その他椅子類	保育机	ウチダ	【南守谷児童センター】ミナーデコーナー2台 事務室:1台	3
123	その他椅子類	肘なしチェアー (青 布)	コクヨCK-M100CVR64	【南守谷児童センター】メディアコーナー	3
126	その他椅子類	幼児イス	エトワス	【南守谷児童センター】メディアコーナー	5
131	事務用機械	BBルータ	バッファロー	【南守谷児童センター】メディアコーナー	1
132	その他の卓子類	独立テーブル	コクヨSD-WG1614DP81P1M	【南守谷児童センター】メディアコーナー (パソコンの机)	1
133	一般共通衛生医療器具	AED 小児用除細動パッド	フィリップスM3870A	【南守谷児童センター】異世代交流室	1
134	電熱器、冷蔵庫	冷蔵庫	シャープSJ-23TM	【南守谷児童センター】異世代交流室 (介護)	1
135	被服	座布団	オリバーSCB-003	【南守谷児童センター】異世代交流室 (介護)	10
145	その他椅子類	肘付チェアー	コクヨCY-510K824	【南守谷児童センター】異世代交流室 (介護)	12
157	音響電気器具	テレビ	パナソニックTH-37PX70S	【南守谷児童センター】異世代交流室 (介護)	1
158	体育用具	エクササイズマット	トーヨー H-8840B	【南守谷児童センター】異世代交流室 (介護)	20
178	特殊机	ミーティングテーブル	コクヨ KT-S900P1B	【南守谷児童センター】異世代交流室 (介護)	6
184	一般共通衛生医療器具	AED 自動対外式除細動器	フィリップスM3860A	【南守谷児童センター】介護福祉課所管 異世代交流室	1
185	一般共通衛生医療器具	AED 成人用除細動パッド	フィリップスDP1	【南守谷児童センター】介護福祉課所管 異世代交流室	1
186	一般共通衛生医療器具	AEDケース	ニットー AED-K	【南守谷児童センター】介護福祉課所管 異世代交流室	1
187	一般共通衛生医療器具	専用架台・イスセット	竹井機器ST-203AC	【南守谷児童センター】介護福祉課所管 異世代交流室	1
188	一般共通衛生医療器具	全自動血圧計	竹井機器BP-203RVId	【南守谷児童センター】介護福祉課所管 異世代交流室	1
189	その他の卓子類	会議用テーブル	コクヨ KT-S900F1	【南守谷児童センター】会議室	4
193	その他の卓子類	イス (黒色) (旧議会パイプイス)	プラス MC460N	【南守谷児童センター】会議室:4台 相談室:2台	6
199	その他の卓子類	イス (茶色) (旧議会議員用イス)	不明	【南守谷児童センター】会議室:8台 相談室:2台	10
209	体育用具	一輪車	トーヨー H-7278	【南守谷児童センター】外倉庫	2
211	体育用具	一輪車	トーヨー H-8790	【南守谷児童センター】外倉庫	2
213	体育用具	一輪車	トーヨー H-8800	【南守谷児童センター】外倉庫	2
215	体育用具	一輪車	トーヨー H-8805	【南守谷児童センター】外倉庫	2
217	一般共通衛生医療器具	エアバスター	TM-11SF	【南守谷児童センター】感染症対策補助	1
218	一般共通衛生医療器具	自動手指消毒器	ノータッチディスペンサーGLD-500-PLJ	【南守谷児童センター】感染症対策補助	5
223	一般共通衛生医療器具	エアバスター	TM-11SF	【南守谷児童センター】感染症対策補助 事務室	1
224	戸棚	木製食器収納ユニット	コクヨBK-W120F1	【南守谷児童センター】給湯室	1
225	雑品類	お盆 (角盆)	隅丸、長手盆 EBV0401	【南守谷児童センター】給湯室	1

226	雑品類	ふきんかけ（タオルススタンド）	小物干し SB	【南守谷児童センター】給湯室	1
227	電熱器、冷蔵庫	電気ポット	象印CD-WF30	【南守谷児童センター】給湯室	1
228	電熱器、冷蔵庫	冷蔵庫	シャープSJ-23TM	【南守谷児童センター】給湯室	1
229	雑品類	洗い桶	18-0キッチンボール ABC23018	【南守谷児童センター】給湯室、調乳室 調理室（4）	1
230	雑品類	ゴミ箱	コクヨ PF-DW31F1	【南守谷児童センター】給湯室2、工作室、調理室	4
234	電熱器、冷蔵庫	除菌電解水給水機	不明	【南守谷児童センター】交通防災課から	1
235	一般共通衛生医療器具	非接触型体温計	ドリテックT0-WT	【南守谷児童センター】交通防災課予算	1
236	その他椅子類	角イス	コクヨ SG-T21MNN	【南守谷児童センター】工作室	12
248	戸棚	工具戸棚	ニシオ TCB-2	【南守谷児童センター】工作室	1
249	電気器具部品工具	電気工具基本セット	ヒルマ874-2910	【南守谷児童センター】工作室	1
250	箱	ラシャ紙整理	児童館より	【南守谷児童センター】工作室	1
251	箱	折り紙ケース	児童館より	【南守谷児童センター】工作室	1
252	木工作機械器具工具	木工用具一式	プラス130-383	【南守谷児童センター】工作室	1
253	電話機具	電話台	コクヨTT-22F1	【南守谷児童センター】工作室、会議室、視聴覚室、相談室、	12
265	電話機具	留守番電話装置	タカコム リモートホン AT-D770	【南守谷児童センター】工事費込み111,300円 事務室	1
266	その他の卓子類	教卓	コクヨSSD-121NN	【南守谷児童センター】視聴覚室	1
267	その他の卓子類	会議用イス	コクヨ CK-M890VN69	【南守谷児童センター】視聴覚室	21
288	音響電気器具	2chワイヤレス受信機	パナソニックWX-4020B	【南守谷児童センター】視聴覚室	1
289	音響電気器具	DVD/VHSデッキ	パナソニック DMR-XP21V	【南守谷児童センター】視聴覚室	1
290	音響電気器具	コンパクトミキサー	RAMZA WR-X02	【南守谷児童センター】視聴覚室	1
291	音響電気器具	スクリーン	イズミ	【南守谷児童センター】視聴覚室	1
292	音響電気器具	デジタルマルチ イコライザー ラムザ	WZ-DE45	【南守谷児童センター】視聴覚室	1
293	音響電気器具	テレビ	パナソニック TH-37PX70S	【南守谷児童センター】視聴覚室	1
294	音響電気器具	パワーアンプ	ラムザWP-1200B	【南守谷児童センター】視聴覚室	1
295	音響電気器具	ビデオデッキ	東芝 D-VR5	【南守谷児童センター】視聴覚室	1
296	音響電気器具	プロジェクター	エプソン	【南守谷児童センター】視聴覚室	1
297	音響電気器具	プロジェクターカート	エプソン	【南守谷児童センター】視聴覚室	1
298	音響電気器具	マルチスイッチャー	イマジニクス MS-801	【南守谷児童センター】視聴覚室	1
299	楽器	キーボード・イス	カシオCB-5	【南守谷児童センター】視聴覚室	1
300	楽器	デジタルピアノ	カシオPX-410R	【南守谷児童センター】視聴覚室	1
301	戸棚	木製ラック	竹中エンジニアリング EIA-19B	【南守谷児童センター】視聴覚室	1
302	特殊机	会議用テーブル（隠し板あり）	コクヨ KT-PS900F1	【南守谷児童センター】視聴覚室	3
305	特殊机	会議用テーブル	コクヨ KT-S900F1	【南守谷児童センター】視聴覚室：7台 事務室：1台	8
313	その他椅子類	肘なしチェア	コクヨCR-G208F4HS69-WN	【南守谷児童センター】事務室	6
319	レクリエーション用具	オセロ マスセット	不明	【南守谷児童センター】事務室	2
321	レクリエーション用具	キッチンプレイセット	ワンダー 0339729	【南守谷児童センター】事務室	1
322	レクリエーション用具	くつつきことばあそび	チャイルド #590113	【南守谷児童センター】事務室	1
323	レクリエーション用具	ジェンガ	不明	【南守谷児童センター】事務室	1
324	レクリエーション用具	ミニチェスト	不明	【南守谷児童センター】事務室	1
325	レクリエーション用具	レゴ基本ブロック	チャイルド #580486	【南守谷児童センター】事務室	2
327	レクリエーション用具	レゴ車輪セット	チャイルド #580540	【南守谷児童センター】事務室	1
328	レクリエーション用具	紙芝居	不明	【南守谷児童センター】事務室	1
329	レクリエーション用具	紙芝居収納箱	不明	【南守谷児童センター】事務室	2
331	レクリエーション用具	紙芝居舞台	ワンダー 0301461K	【南守谷児童センター】事務室	1
332	音響電気器具	16ミリ映写機	エルモ	【南守谷児童センター】事務室	1
333	音響電気器具	ヘッドセットマイクホン	TOA WH4000A	【南守谷児童センター】事務室	1
334	音響電気器具	ワイヤレスアンプ	TOA WA1812CD	【南守谷児童センター】事務室	1
335	音響電気器具	ワイヤレスマイクホン	TOA WM1320	【南守谷児童センター】事務室	1
336	戸棚	ガラス戸棚	児童館より	【南守谷児童センター】事務室	1
337	戸棚	ビジネスウォール（オープン）	コクヨBWN-K59F1	【南守谷児童センター】事務室	2

339	戸棚	ビジネスウォール（ラテラル3段）	コクヨBMW-L3A59F1	【南守谷児童センター】事務室	1
340	戸棚	ビジネスウォール（両開き扉）	コクヨBWN-S59F1	【南守谷児童センター】事務室	1
341	戸棚	ビジネスウォールベース（シングル）	コクヨBWN-B3F4	【南守谷児童センター】事務室	2
343	戸棚	ベース（ハーフサイズ用）	コクヨBWN-B35F4	【南守谷児童センター】事務室	1
344	戸棚	整理箱	児童館より	【南守谷児童センター】事務室	1
345	事業用図書	DVD ひろみちお兄さん のリズムズム体操	ヒシエス 3巻	【南守谷児童センター】事務室	3
348	事業用図書	DVDつのだりょうこの「幼児教育シリーズ」	チャイルド1 1巻	【南守谷児童センター】事務室	1
349	事業用図書	DVD五味太郎 ビデオライブシリーズ	ヒシエス 5巻	【南守谷児童センター】事務室	4
353	事業用図書	DVD名作童話全集	ヒシエス 10巻 数量=1	【南守谷児童センター】事務室	10
363	事業用図書	アンパンマンビデオ（児童館から）	5巻	【南守谷児童センター】事務室	5
368	事業用図書	それゆけアンパンマン キャラクターシリーズ	ワンダー 10巻	【南守谷児童センター】事務室	10
378	事務用器具	ホワイトボード	コクヨBB-R936WW	【南守谷児童センター】事務室	1
379	事務用器具	壁掛黒板（ホワイトボード）	コクヨBB-H636MW1N	【南守谷児童センター】事務室	1
380	事務用機械	タブレット	アップルMD789J/A iPad AirWi-Fi 32GB	【南守谷児童センター】事務室	1
381	事務用機械	タブレット	アップルMD789J/A iPad AirWi-Fi 32GB	【南守谷児童センター】事務室	1
382	清掃用具類	高圧洗浄機	リョービAJP-1210	【南守谷児童センター】事務室	1
383	電信機械器具	無線LAN親機	バッファロー WZR-1750DHP2	【南守谷児童センター】事務室	1
384	特殊机	閲覧机	コクヨ	【南守谷児童センター】事務室	1
385	特殊机	応接センターテーブル	コクヨ NT-380P1B	【南守谷児童センター】事務室	1
386	特殊机	片袖デスク	コクヨ SD-BSN117LV3F11	【南守谷児童センター】事務室	6
392	箱	LKロッカー	コクヨ LK-3F1	【南守谷児童センター】事務室	1
393	箱	トレイユニット	コクヨS-A111FN	【南守谷児童センター】事務室	1
394	箱	ロッカー	児童館より	【南守谷児童センター】事務室	1
395	箱	図書館用雑誌架 上下を2分割し使用	コクヨ BL-3326NN	【南守谷児童センター】事務室：上 図書コーナー：下	1
396	雑品類	ゴミ箱	コクヨ イレ-80F1N	【南守谷児童センター】事務室5、掃除用具置き場2、調乳室、工作室、ふれあい交流室	8
404	音響電気器具	2chワイヤレス受信機	パナソニックWX-4020B	【南守谷児童センター】小体育館	1
405	音響電気器具	CD/MDデッキ	タスカム MD-CD1	【南守谷児童センター】小体育館	1
406	音響電気器具	デジタル マルチイコライザー	ラムザWZ-DE45	【南守谷児童センター】小体育館	1
407	音響電気器具	パワーアンプ	ラムザWP-1200B	【南守谷児童センター】小体育館	1
408	音響電気器具	ワイヤレスマイク ハンド型	パナソニックWX-4100B	【南守谷児童センター】小体育館	1
409	音響電気器具	ワイヤレスマイク ハンド型	パナソニックWX-4100B	【南守谷児童センター】小体育館	1
410	音響電気器具	電源制御ユニット	パナソニック WU-L61	【南守谷児童センター】小体育館	1
411	体育用具	固定式 バスケットゴール	セノー DB0126	【南守谷児童センター】小体育館	1
412	音響電気器具	コンパクトミキサー	RAMZA WR-X02	【南守谷児童センター】小体育館（左側）	1
413	音響電気器具	スピーカースタンド	アルティメイTS-80BT	【南守谷児童センター】小体育館（左側）	4
417	音響電気器具	ハードディスク ドライブ	ヤマハYHD-2501S	【南守谷児童センター】小体育館（左側）	2
419	音響電気器具	パワードスピーカー	ヤマハMSR400	【南守谷児童センター】小体育館（左側）	1
420	その他の卓子類	閲覧テーブル	コクヨ BL-F5120WD	【南守谷児童センター】図書コーナー	2
422	その他の卓子類	閲覧チェアー（小）	コクヨ BL-3686KB	【南守谷児童センター】図書コーナー	6
428	その他の卓子類	閲覧チェアー（大）	コクヨ BL-3684KB	【南守谷児童センター】図書コーナー	4
432	生徒用いす	図書館本棚 単式	コクヨ BL-31252NN	【南守谷児童センター】図書コーナー	1
433	生徒用いす	図書館本棚 複式	コクヨ BL-31122NN	【南守谷児童センター】図書コーナー	4
437	体育用具	一輪車ラック	トーヨー H-8320	【南守谷児童センター】倉庫（外）	1
438	体育用具	カラー竹馬150	トーヨー T-2465	【南守谷児童センター】倉庫（小体育館右側）	2
440	体育用具	カラー竹馬185	トーヨー T-2470	【南守谷児童センター】倉庫（小体育館右側）	2
442	体育用具	フープスタンド	マスセット 72888	【南守谷児童センター】倉庫（小体育館右側）	1
443	体育用具	竹馬整理台	トーヨー T-2065	【南守谷児童センター】倉庫（小体育館右側）	1
444	その他	長座前屈測定器ST1	トーヨーT-2233	【南守谷児童センター】倉庫（小体育館左側）	2
446	レクリエーション用具	ターゲットゲーム	トーヨー B-2218	【南守谷児童センター】倉庫（小体育館左側）	1
447	科学計器	握力計	トーヨーT-2048	【南守谷児童センター】倉庫（小体育館左側）	2

449	体育用具	カラーマット	トーエー T-1111	【南守谷児童センター】倉庫（小体育館左側）	2
451	体育用具	バトミントン兼用支柱（差込み式）	セノーDE4521	【南守谷児童センター】倉庫（小体育館左側）	1
452	体育用具	ソフト平均台	不明	【南守谷児童センター】倉庫（体育館）	2
454	体育用具	とび箱	不明	【南守谷児童センター】倉庫（体育館）	1
455	体育用具	室内用ソフトサッカーセット	学研 60-71595-032	【南守谷児童センター】倉庫（体育館）	1
456	体育用具	卓球台	トエイイト B-2099	【南守谷児童センター】倉庫（体育館）	1
457	レクリエーション用具	ドミノ（児童館から）	学研	【南守谷児童センター】倉庫（遊戯室）	1
458	レクリエーション用具	プレイランド コーナーブロック	トーエー T-2408	【南守谷児童センター】倉庫（遊戯室）	3
461	レクリエーション用具	プレイランドブロック	トーエー T-2407	【南守谷児童センター】倉庫（遊戯室）	9
470	レクリエーション用具	ロディPF 学研	14-22611	【南守谷児童センター】倉庫（遊戯室）	1
471	体育用具	ハイパーサークル（ボール付き）	マスセット 77093	【南守谷児童センター】倉庫（遊戯室）	1
472	体育用具	ビルディングブロック	トーエー T-2397	【南守谷児童センター】倉庫（遊戯室）	1
473	体育用具	組み合わせマット6枚	不明	【南守谷児童センター】倉庫（遊戯室）	1
474	音響電気器具	テレビ（20型）	パナソニックTH-20LX70	【南守谷児童センター】相談室	1
475	事務机	ミーティングテーブル	コクヨMT-TK165F1NN	【南守谷児童センター】相談室	1
476	時間計器	時計保護ガード	セイコー Φ700用 TK-S2	【南守谷児童センター】体育館	1
477	時間計器	壁掛け時計	シチズン スペイシー 8MY463-019	【南守谷児童センター】体育館	1
478	体育用具	卓球台	(株)三英18-756100 ISI00	【南守谷児童センター】体育館	1
479	体育用具	卓球台ネット等	(株)三英11-520	【南守谷児童センター】体育館	1
480	電熱器、冷蔵庫	業務用扇風機		【南守谷児童センター】体育室左側倉庫	1
481	特殊机	会議用テーブル	コクヨMT-TK165F1NN-c	【南守谷児童センター】談話コーナー	2
483	その他の卓子類	オムツ替え台	ウチダランド8-342-5937	【南守谷児童センター】調乳室	1
484	その他の卓子類	作業台	NWB-1H. B. A. . P+コーナー部	【南守谷児童センター】調乳室	1
485	その他の卓子類	授乳用チェアー	コクヨ HP-JC10VR92	【南守谷児童センター】調乳室	2
487	事務机	サイドワゴン	コクヨHP-TT45	【南守谷児童センター】調乳室	1
488	電熱器、冷蔵庫	炊飯器	ナショナル SR-HG181	【南守谷児童センター】調乳室	4
492	科学計器	計量はかり	タニタKA-001	【南守谷児童センター】調理室	4
496	戸棚	スツール	コクヨ SG-K35HHG1N	【南守谷児童センター】調理室	16
512	戸棚	食器棚（下段）	ニシオ NCB-9LB	【南守谷児童センター】調理室	4
516	戸棚	食器棚（上段）	ニシオ NCB-2H. B	【南守谷児童センター】調理室	4
520	戸棚	食器棚（中段）	ニシオ NCB-1M. B	【南守谷児童センター】調理室	4
524	時間計器	時計	KS804S	【南守谷児童センター】調理室	1
525	厨房器具類	おろし金	おろし0S0-01	【南守谷児童センター】調理室	4
529	厨房器具類	お玉	シーズ SEK-01	【南守谷児童センター】調理室	6
535	厨房器具類	ガラス蓋	ビタクラフトAFT0203	【南守谷児童センター】調理室	4
539	厨房器具類	ケトル	エレックマスター BKTB1	【南守谷児童センター】調理室	2
541	厨房器具類	ザルステンレス（特大）	18-8浅型ざる AAS04040	【南守谷児童センター】調理室	4
545	厨房器具類	ザルステンレス（小）	18-8浅型ざる AAS04018 17	【南守谷児童センター】調理室	4
549	厨房器具類	ザルステンレス（大）	18-8浅型ざる AAS04030	【南守谷児童センター】調理室	4
553	厨房器具類	ザルステンレス（中）	18-8浅型ざる AAS04025	【南守谷児童センター】調理室	4
557	厨房器具類	スケッパー	デパイヤー 3300-12	【南守谷児童センター】調理室	4
561	厨房器具類	すりこぎ棒	木製 BSL03039	【南守谷児童センター】調理室	4
565	厨房器具類	すり鉢	常滑焼 9号	【南守谷児童センター】調理室	4
569	厨房器具類	バットステンレス（大）	18-8角バット ABT01623	【南守谷児童センター】調理室	4
573	厨房器具類	バットステンレス（中）	18-8角バット ABT01018	【南守谷児童センター】調理室	4
577	厨房器具類	ピーラー（皮むき器）	京セラ CP-NBK	【南守谷児童センター】調理室	4
581	厨房器具類	フライパン	ビタクラフトAHLU303	【南守谷児童センター】調理室	4
585	厨房器具類	フライ返し	シーズ SEK-15	【南守谷児童センター】調理室	4
589	厨房器具類	ボールステンレス（小）	18-0抗菌ボール ABC39018	【南守谷児童センター】調理室	4
593	厨房器具類	ボールステンレス（大）	18-0抗菌ボール ABC39030	【南守谷児童センター】調理室	4

597	厨房器具類	ボールステンレス (中)	18-0抗菌ボール ABC39024	【南守谷児童センター】調理室	4
601	厨房器具類	ポリエチレン かるがるまな板	AMN38101ホワイト	【南守谷児童センター】調理室	4
605	厨房器具類	まな板置き台	18-81まな板立てCMT-3	【南守谷児童センター】調理室	2
607	厨房器具類	穴じゃくし	シーズ SEK-03	【南守谷児童センター】調理室	6
613	厨房器具類	調理バサミ	アートクックBKT13	【南守谷児童センター】調理室	4
617	厨房器具類	電子オープンレンジ	東芝 ER-E7	【南守谷児童センター】調理室	3
620	厨房器具類	鍋ずんどう	パワーデンジ AZV7030	【南守谷児童センター】調理室	4
624	厨房器具類	鍋ずんどう 蓋	パワーデンジ ANB3030	【南守谷児童センター】調理室	4
628	厨房器具類	鍋中華なべ	IHハイキャストAIT2501	【南守谷児童センター】調理室	4
632	厨房器具類	鍋片手 (小)	ドリームプロ AKT8618	【南守谷児童センター】調理室	4
636	厨房器具類	鍋片手 (中)	ドリームプロ AKT8622	【南守谷児童センター】調理室	4
640	厨房器具類	鍋両手 (小)	SAステンレス AZT0720	【南守谷児童センター】調理室	4
644	厨房器具類	鍋両手 (中)	SAステンレス AZT0730	【南守谷児童センター】調理室	3
647	厨房器具類	飯台	木製 39CM	【南守谷児童センター】調理室	4
651	厨房器具類	粉ふるい	18-0 BKN1702	【南守谷児童センター】調理室	4
655	厨房器具類	包丁・洋包丁	抗菌カラー包丁	【南守谷児童センター】調理室	8
663	厨房器具類	泡立て器	シーズ SEK-06	【南守谷児童センター】調理室	4
667	厨房器具類	麺棒	木製 BWV01045	【南守谷児童センター】調理室	4
671	厨房器具類	裏ごし器	アルミうらごし WUL01002	【南守谷児童センター】調理室	4
675	電熱器、冷蔵庫	冷蔵庫	東芝 アクアAQR-27G	【南守谷児童センター】調理室	1
676	度量衡計器	メジャーカップ	計量カップPP-515	【南守谷児童センター】調理室	4
680	度量衡計器	計量カップ	18-8椀型計量カップ	【南守谷児童センター】調理室	4
684	度量衡計器	計量スプーン	アルミ計量スプーン4本組	【南守谷児童センター】調理室	4
688	度量衡計器	計量はかり	ヤマトSDX-2	【南守谷児童センター】調理室	2
690	事業用図書	小学生用図書	不明	【南守谷児童センター】貼付なし (109冊)	1
691	事業用図書	幼児絵本	不明	【南守谷児童センター】貼付なし (483冊)	1
692	事業用図書	中学生図書	不明	【南守谷児童センター】貼付なし (61冊)	1
693	事業用図書	小学生用図書	不明	【南守谷児童センター】貼付なし (9セット)	1
694	事業用図書	一般図書 (児童館から)	不明	【南守谷児童センター】貼付なし 738冊	1
695	非常用具	ABC粉末消火器	ヤマト YP-10ET	【南守谷児童センター】備蓄倉庫 (外) 横	1
696	非常用具	消火器ボックス	No.1, No.2 2枚を 消火器ボックスへ貼付	【南守谷児童センター】備蓄倉庫 (外) 横	1
697	体育用具	ホッピング	不明	【南守谷児童センター】物置 (外)	4
701	音響電気器具	テレビ	パナソニックTH-37PX70S	【南守谷児童センター】遊戯室	1
702	音響電気器具	テレビ専用台	パナソニックTY-S37PK70S	【南守谷児童センター】遊戯室	1
703	音響電気器具	ビデオデッキ	東芝 D-VR5	【南守谷児童センター】遊戯室	1
704	音響電気器具	塩ビレザー張り ピアノ椅子 脚/木製	ヤマハ No.25	【南守谷児童センター】遊戯室	1
705	楽器	アップライトピアノ	ヤマハYU11 (1Fに設置)	【南守谷児童センター】遊戯室	1
706	レクリエーション用具	1 ニューブロック	チャイルド #580152	【南守谷児童センター】幼児室	1
707	レクリエーション用具	アドベンチャージム 7904	学研 12-22601	【南守谷児童センター】幼児室	1
708	レクリエーション用具	くるくるスロープ	チャイルド #640005	【南守谷児童センター】幼児室	1
709	レクリエーション用具	ままごとセット	不明	【南守谷児童センター】幼児室	1
710	レクリエーション用具	ままごとトントシ・パラエティ	サクラ 66547	【南守谷児童センター】幼児室	1
711	レクリエーション用具	ロディPF	学研	【南守谷児童センター】幼児室	3
714	レクリエーション用具	人形	不明	【南守谷児童センター】幼児室	1
715	レクリエーション用具	整理箱 (児童館から)	不明	【南守谷児童センター】幼児室	1
716	楽器	KORG SP-280-BK電子ピアノ	KORG	南守谷児童センター	1